

退教互会報

一般財団法人 岩手県退職教職員互助会

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16岩手教育会館4階 ☎019(623)3300(代) ホームページ: <http://iwatetai.webcrow.jp/>
発行・編集責任者 高橋道明

目次

| | |
|-------------------------|---|
| 退教互創立60年を迎えて…………… | 2 |
| 後期高齢者医療制度に関するお知らせ…………… | 4 |
| 公益文化事業／陳情署名行動…………… | 5 |
| おくやみ欄…………… | 6 |
| 満100歳を迎えられた方々／…………… | 7 |
| 加入健康保険変更時等コピーの送付を／…………… | 8 |
| あとがき…………… | 8 |

表紙の写真

〔花巻市石鳥谷町丸川溪流の「たろし滝」〕
とげし森から葛丸川に注ぐ沢水が山中腹で凍りついてできる高さ約13mの巨大な大氷柱の太さを測定し、その年の稲作の作柄を占う習わしがあります。「たろし」とはつららを意味し、垂氷（たるひ）が訛ったもので、できる氷柱が滝に似ているので「たろし滝」の呼び名がついたと言われています。
2022年の測定結果は5・45m（豊作）となったそうです。
因みに過去最高は昭和53年の8mでその年は大豊作だったようです。ぜひ、予想どおりの豊作を期待したいものです。



〈画像提供 一般社団法人花巻観光協会〉



退教互創立60年を迎えて

一般財団法人 岩手県退職教職員互助会

理事長 金田一 文 紀

岩手県退職教職員互助会（「退教互」）が創立され、60年という年月が経過しました。退教互も「還暦」を迎えたこととなります。

退教互は、国民健康保険制度が日本国内全ての市町村に普及し、国民皆保険制度がようやく実現した1961年10月に発足しました。当時の国保は5割給付で、しかも高額療養費制度や高齢者医療制度のない時代でしたから、大病を患うと、医療費の支払いのために退職金やわずかばかりの恩給を使い果たしてしまうだけでなく、家族にも多大な迷惑をかけるからと、病院に行くことをためらったり行かなかつたりしたということが多くあったと聞いています。そんな退職者や高齢者が置かれている現状を目の当たりにする中で、教職員が安心して教職に専念できるようにと、退職後の医療費給付を主な事業とする退教互が創られました。

本来、「国民の医療と健康は、国の責任で守るべきであり、国へ働きかけるべきもの」という反対意見も多かった中で、将来、国の社会保障制度の充実によって「患者負担のない医療国『日本』」が実現し、その役割を終えることを願いながら、岩手の教職員が自らの手で「健康保険給付＋退教互給付＝患者負担『0』」を実現しました。

日本はもとより世界にもまったく例のない中で創設する制度ですし、当然、長期にわたる制度存続が不可欠な事業ですから、退教互創立後の運営状況に応じた見直しを行うことを前提にしながら、制度の発足にこぎつけたことは言うまでもありません。事実、これまでも掛金納入期間の見直しや給付事業の見直し、受診者負担の新設や改定等を実施しながら、高騰を続ける医療費や度重なる健康保険制度の改定（改悪）、資産運用環境の悪化、退職会員の増加に対応してきました。

制度の見直しにあたっては、その都度検討委員会を設置し、組織検討を繰り返し、現職・退職会員の相互理解のもとに制度の変更を実施してきました。

退教互の創立によって、どれだけの退職会員とそこご家族が助けられ恩恵を受けたか計り知れません。今では、他県の教職員やそれ以外の職域にも退職互助の制度が広がっています。その先駆的役割を果たしてきたのが岩手の退教互であったと自負しています。

他県の多くの互助会が退職互助事業を行う中で、岩手退教互の療養費の給付方法は他に類例を見ないものとなっています。退教互は、岩手県内の医療機関のご理解とご協力のもと「窓口会計なし」で医療が受けられる方式での給付を行っています。会員の方々の医療費は、受診者に変わって退教互が病院・薬局等へ支払うため、持ち合わせを気にすることなく医療が受けられると大変喜ばれています。また、退教互には県内16地区と東京、仙台のあわせて18地区の地区組織があり、研修会等の会員交流や会員相互の見守り活動を行っています。退職会員の皆さまにとっては、退教互は退職後の生活に欠かすことのできない存在となっています。

以下、退教互の歴史をふり返ってみます。（参考「岩教組50年史」）

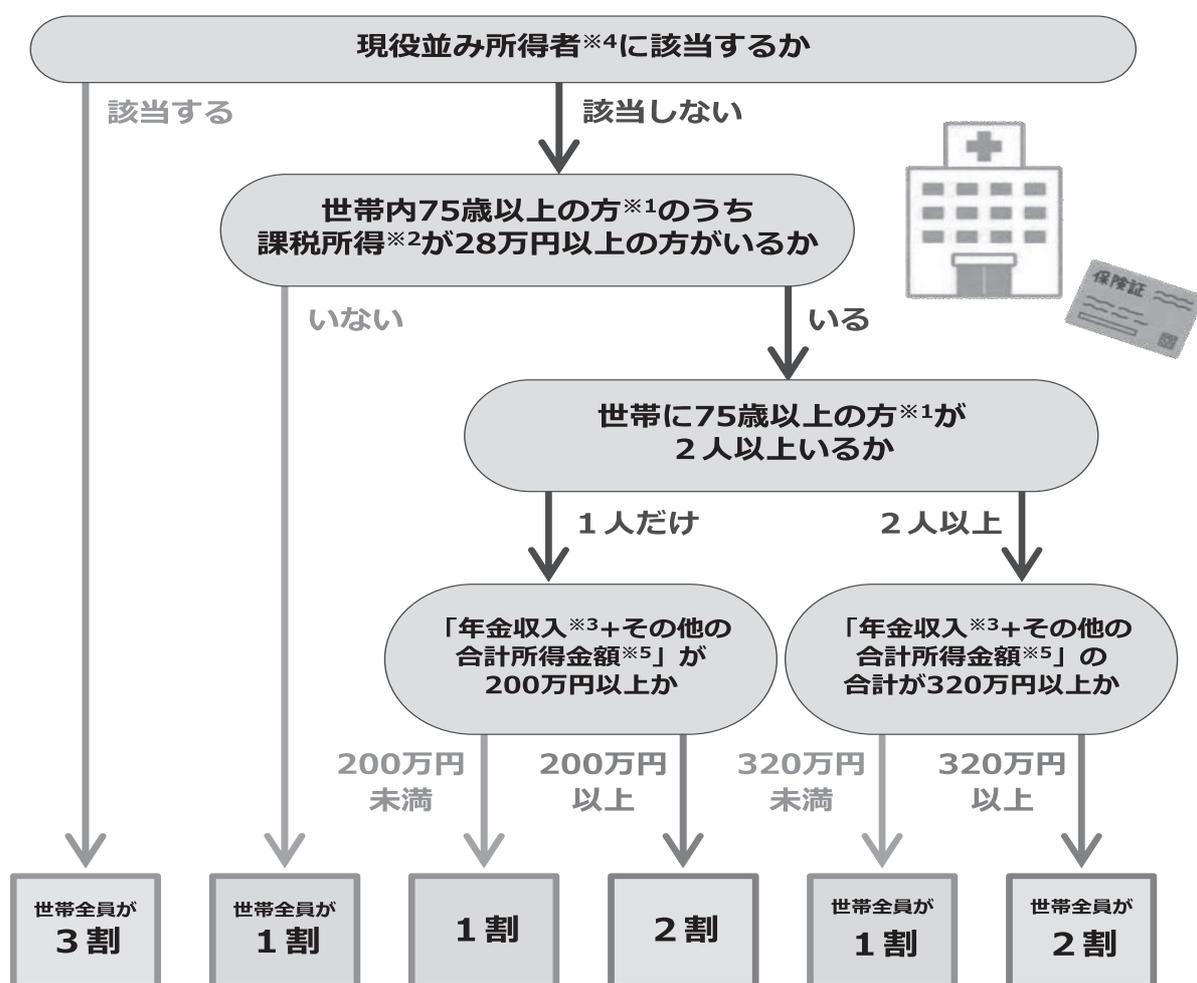
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

●2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(お住まいの地域によって異なりますが、2021年中の所得をもとに、一般的には2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証が送られます)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

| | |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②-①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限 ④ | 3,000円 |
| 払い戻し等 (③-④) | 2,000円 |

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 2022年秋頃に 各都道府県の広域連合や市区町村から申請書が郵送されます

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



書類は必ず
郵送の
お届けです



ホームページが4月1日から

<http://iwatetai.starfree.jp>

に変更になります

▶ 2021年度 公益文化事業

公益文化事業は、岩手教育会館、岩手県教職員互助会、岩手県高校教育会館との共催により、11月に「コーラスネットワークいわて コンサート（6団体出演）・岩手教育芸術祭美術展（143点出品）」12月には「小松成美氏（ノンフィクション作家）講演会」を開催し、沢山の方々にご来場いただきました。



第50回岩手教育芸術祭美術展入賞者（敬称略）

| | 絵画 | 書道 | 写真 |
|---------|---|--|--|
| 芸術祭賞 | 谷藤真由美（花巻） | 横田 朗子（北上翔南高） | 松坂 翔太（奥州） |
| 優秀賞 | 高橋 邦法（紫波） 富田喜平司（二戸） | 藤岡 宏章（県立図書館） | 藤村 雄治（盛岡） |
| 奨励賞 | 伊藤真理子（盛岡） 佐藤 英子（奥州） 橋場 恒弘（矢巾） 八木 毅（盛岡） | 木内 淳子（石鳥谷小） 吉田 充（長興寺小） 芳賀 尚代（盛岡） 八木橋ひろみ（盛岡） | 蜂谷 福夫（奥州） 千葉 洋一（滝沢） 黒田 隆治（盛岡） 浅川 義廣（奥州） |
| 第50回記念賞 | 菊池 和弘（矢巾） 田中館隆雄（滝沢） 佐々木 斉（盛岡） | 北田 聖子（盛岡市立高） 八木橋哲男（盛岡） 三浦 真琴（盛岡第一高） | 達下 才子（黒沢尻北高） 瀬川 誠孝（花巻） 鈴木絵津子（黒沢尻北高） |

陳情署名・行動

今年度も、現職・退職会員の皆様に「全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等を求める陳情」の署名活動にお取り組みいただきました。その結果、集約された署名者数は15,406人（全国集計では410,766名）で、署名簿の回収数は2,328枚（回収率19.72%）となりました。

例年であれば署名簿を携え、衆・参議院会館を訪問し岩手県選出の国会議員へ陳情を行なっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、盛岡市内にある3ヵ所の議員事務所へ12月8日に専務理事の高橋と総務課長の藤原の2名で陳情を行なってきました。

陳情署名活動にお取り組みくださいました皆様、ご協力ありがとうございました。

■おくりやみ申し上げます<敬称略>

会報94号掲載以降の方々です。退教互から香奠を給付し、ご冥福をお祈り致しました。

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 盛岡地区, 岩手地区, and 紫波地区.

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 稗貫地区, 和賀地区, 胆沢地区, 江刺地区, and 西磐井地区.

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 東磐井地区, 気仙地区, 釜石地区, 遠野地区, 宮古地区, 九戸地区, and 二戸地区.

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 岩手地区 and 紫波地区.

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 西磐井地区 and 東磐井地区.

Table with 3 columns: Name, Date, Age. Includes sections for 東京地区, 仙台地区, 青森県南部町, 秋田県秋田市, 秋田県八峰町, and 愛知県名古屋市.



満100歳!!
おめでとう
ございます。

第94号掲載以降、次の方々も100歳のお誕生日を迎えられましたので、ご紹介いたします。

| | |
|--|---|
| <p>橋本 悦さん (和賀地区)</p> <p>大正10年9月27日生 昭和53年3月 江刺高校退職</p> <p>秋ごろまではご自宅からサービスに通いながらお過ごしでいらっしゃいました。</p> | <p>小林 正さん (西磐井地区)</p> <p>大正10年10月20日生 昭和57年3月 一関聾学校退職</p> <p>少々お耳が遠いものご自宅でお元気にお過ごしとのことでした。</p> |
| <p>佐藤 宗彦さん (稗貫地区)</p> <p>大正10年10月27日生 昭和57年3月 湯口中学校退職</p> <p>老人ホームに入所中ですが、コロナ禍でなかなかご家族とも面会が難しいようです。</p> | <p>山形 榮子さん (東磐井地区)</p> <p>大正11年2月9日生 昭和51年3月 新沼小学校退職</p> <p>92歳で股関節骨折後、歩行困難となり施設に入所中です。以前はひ孫さん達に折り紙やぬり絵等を教えていらっしゃったとか。現在はホームの皆さんと色塗りやゲームをしながら過ごされておられます。</p> |
| | <p>佐藤 トミさん (岩手地区)</p> <p>大正11年2月16日生 昭和55年3月 水堀小学校退職</p> <p>現在はご自宅でご家族とお元気にお過ごしとのことでした。</p> |

ご加入の健康保険が変わったら**新しい保険証のコピー**を退教互へお送りください。

毎年4月は、退職、就職、任意継続期間の終了等でご加入の健康保険が変わる方の最も多い時期です。ご加入の健康保険が変わった方は、必ず退教互へ「新しい保険証のコピー」の送付をお願いします。

3割負担の皆様へのお願い

高額療養費の自己負担限度額を超える医療費の支払いが生じる場合は、自己負担限度額までの支払いで済む取り扱いがされています。(高額療養費の現物給付化)

自己負担限度額は、その方の年齢と所得によって異なり、69歳以下の方は「ア～オ」までの5段階、70歳以上の方は「Ⅰ～Ⅲ」までの3段階に区分されています。健康保険証にはその区分の標記されていない為、自己負担限度額までの支払いで済む取り扱いを受けるためには、ご加入の健康保険から別途「限度額適用認定証」(以下「認定証」)の交付を受け、病院・薬局等へ提示することが必要です。

住民税非課税世帯の皆様へのお願い

住民税の非課税世帯に該当する方には、自己負担限度額の軽減等の減額措置が講じられています。但し、その減額措置の適用を受けるためには、ご加入の健康保険から「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という)の交付を受け、病院・薬局等へ提示することが必要です。

※3割負担の方、非課税世帯に該当の方は、「認定証」の交付を受け、退教互にもそのコピーのご送付をお願いします。

あとがき

大事にしている朝顔があり毎年知人にあげています。アパート住まいの方が「葉は元気なんだけど花芽が出ない」。鉢植えにして窓辺に置いてあるので、短日性の朝顔にとっては「いつになったら日が短くなるのかな?」かと。覆いをしたらたくさん花が咲き最後の一輪は1月だったとのこと。「今年の秋は長かったなあ」かと。4年間お世話になりました。(み)